

安全委員会「啓発ポスター」運用ルール

制定 平成24年6月20日

改定 平成24年8月27日

一般社団法人指定管理者協会
安全委員会

(安全衛生啓発事業の目的)

第1条 施設運営に関わる者が煩雑な日常業務に追われ、忘れがちな安全衛生に関わる意識を、「啓発ポスター」を掲示することで業務に就く者に気づかせ、適宜、業務を見直し、更に適正な施設運営の実現に寄与することを目的とする。

(啓発内容の決定)

第2条 「啓発ポスター」に掲載される安全衛生に関わる啓発内容は、安全委員会で審議・選定された案が、企画委員会に提案され、そこで承認されることで「啓発ポスター」に掲載される内容として決定する。

(啓発ポスターの掲示について)

第3条 「啓発ポスター」は会員及び協会関係者が活用できるものとし、協会ホームページから印刷でき、印刷された「啓発ポスター」は会員及び協会関係者の事業所を含む、会員に関わる全ての施設において掲示することが出来る。

(啓発ポスターの掲示期間について)

第4条 「啓発ポスター」はポスターに定められた期間のみ掲示することができる。掲示期間を過ぎたポスターは掲示した者が責任を持って撤去し、保管または廃棄する責任を持つこと。

(啓発ポスターの掲示責任について)

第5条 「啓発ポスター」の内容に関しては、安全委員会及び企画委員会が責任を有するが、掲示及び掲示する場所については掲示しようとする者が、その調整を自ら行い、掲示すること自体の責任を負うこととする。

以 上